

正しい理解で利益を増やす

建設業の消費税

=全7回の5=

日本経営士会 経営士 服部正雄

工事請負への適用例
(増税前後の会計処理)
について(その3)

第5回は例4・例5の経過措置適用工事の注意点についてご説明します。
経過措置とは、建設業の場合には3月31日までに契約すれば、10月以降の完成引渡日の場合にも8%の消費税を適用される特例です。

例4の場合には、経過措置適用工事ですが、例1・例2

税納付額が増え、会社の利益を減らすこととなります。それ

また、『発生主義』で会計処理される場合には、完成引

各部署間連携へ社内体制を

『発生主義』のどちらの会計処理をされる場合にも、10月以降の完成引き渡し日になり

『現金主義』のため各部署間の書面連携が重要です。

例5の場合には、本契約は例4と同じで8%の経過措置適用となりますが、工事の追加変更分は10%となります。これを入金時に合算し

例4、例5も含めていえる

ことで、契約管理・完成管理・入金管理など各部署間の連携ができる社内体制が必ず

